

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査（非常用復水器系機能検査）において、他の検査の関連で当該検査の日程が変更となったにも関わらず、検査成績書の添付資料である検査工程表に、工程変更が生じた旨を記載せず検査を完了させていたため、対応検討（JENS気付き事項）	GⅢ	
2	2号機	直流電源系機能検査（運1）の成績書において、直流電源装置のうち「125V系2号ディーゼル発電機（B）」用のセル（2台）の電解液比重換算値に誤記が認められたため、対応検討	GⅡ	
3	2号機	高圧復水ポンプ（C）用潤滑油ストレーナ（A、B）に油のにじみが認められたため、当該ストレーナを点検・修理	GⅢ	
4	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の点検において、第1段ローターバランスウエイトに浸食が認められたため、当該バランスウエイトを交換	GⅢ	
5	3号機	移動式炉内計装系点検の終了後、原子炉格納容器索引装置の取付・復旧時、移動式炉内計装系検出器案内管（B）に変形（曲げ）が認められたため、対応検討	GⅡ	
6	3号機	主タービン第1軸受戻り油温度指示計の点検において、計器誤差率に精度外れが認められたため、当該温度指示計を交換	GⅢ	
7	3号機	主タービン湿分分離器（No. 2）の浸透探傷検査において、線状及び円形指示模様は認められたため、当該部を修理	GⅢ	
8	3号機	原子炉補機冷却系の系統水排水作業の際、同系サージタンク下部の機器ドレンファンネルより溢水があり、当該ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ドレンファンネルを点検・清掃	GⅢ	
9	3号機	主復水器（A-1）用冷却管の渦流探傷検査において、冷却管（1本）に判定基準外れが認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付け	GⅢ	
10	3号機	主低圧タービン（A、B、C）ノズルダイヤフラムの点検において、内部部品固定用ビス（8本）に浸食が認められたため、当該ビスを交換	GⅢ	
11	3号機	原子炉格納容器内の弁点検において、原子炉水サンプリング元弁の弁蓋開放部より水のリーク（約1リットル、放射能あり）が発生し、飛散した水が協力企業作業員（5名）に掛かったため、対応検討	GⅡ	
12	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）メカニカルシール部における水のリーク量に増加傾向（にじみ程度→1秒間に1滴程度に変化）が認められたため、対応検討	GⅢ	
13	5号機	サービス建屋3階女子トイレ排水配管の一部破損により、同トイレ使用後の排水時に、水漏れが認められたため、当該排水配管を点検・修理	GⅢ	
14	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（A）のバケット押さえ金具に緩みが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	廃棄物処理建屋1階東側サンプルタンク室内の床ドレン移送配管より水のリーク（約9リットル、放射能あり）が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
16	5号機	中央制御室に設置されている監視用テレビ装置（No. 4）に画面映像不可が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
17	その他	海生物焼却設備（No. 1）のダストコンベア駆動用電動機より異音の発生が認められたため、当該電動機を点検・修理	G III	
18	その他	プラントデータ表示装置の端末機で1号機のデータ表示機能が停止していたことから、状況を確認した結果、プラントデータ表示装置用ネットワーク通信設備の1号機プロセス計算機回線の離脱が認められたため、当該ネットワーク通信設備点検・修理	G III	
19	その他	使用済燃料共用プール設備用6.9KV高圧母線（B系）からの受電が停止したため、当該高圧母線（B系）の受電しゃ断器を点検・修理	G III	